

写

平成 22 年 10 月 13 日

内閣府 税制調査会

会長 野田佳彦 殿

全国青年税理士連盟
会長 片山泰宏

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162

特殊支配同族会社の役員給与にかかる二重控除問題についての意見書

私たち全国青年税理士連盟は、若手税理士約 3,000 名により組織されている団体です。私たちは真に国民の為の税理士制度及び租税制度が実現されることを目指して研究活動を行い、提言を行うなどの活動を行っています。

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の規定（以下「オーナー課税制度」という。）は、中小同族会社を対象に、オーナー社長の給与についての給与所得控除相当額を法人税の所得計算上損金不算入とする制度でした。当該規定の導入趣旨では、法人税と所得税の二重控除の問題が論じられていましたが、当連盟では二重控除の問題は生じていないという立場からの意見書を関係諸機関に対して提出してまいりました。

平成 22 年度税制改正において「オーナー課税制度」が廃止されました。しかし、それに伴い平成 22 年度税制改正大綱において『特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論していく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度改正で講じる』という文章が付記されました。

今回、当連盟は平成 23 年度税制改正における議論において、あらためて下記の理由から二重控除の問題は生じておらず「特殊支配同族会社の役員給与について制限を加える措置」について反対する旨の意見を述べるものであります。

記

(意見理由)

(1) 二重控除としての指摘は、特殊支配同族会社の役員に支払った給与が法人の所得計算上損金の額に算入される一方、支払いを受けた役員側では所得税の計算上、給与所得控除として控除を受けることにある。

しかし、法人と個人は別人格であり異なる計算概念を持つ法人税と所得税を混同することは租税理論を逸脱した考え方である。法人において損金処理が認められる役員給与は、法人が収益を得るために要した適正な費用である。所得税の計算で控除される給与所得控除は給与収入を得るための概算経費控除として一般には認識されており、給与所得を計算する上で控除が認められるものである。したがって、役員給与と給与所得控除は、法人税及び所得税それぞれの法体系の考え方から控除が認められるものであり、大綱の二重控除論は異なる税体系の考え方を混同した根拠のない考え方である。故に、二重控除の問題は生じていない。

(2) 給与所得控除額の性格を所得税における他の所得との負担調整措置とする考え方がある。資産性所得は、失業が無く死亡においても遺族が引き継ぐことが出来る性質のものである。しかし、給与所得は失業や死亡により直ちにその収入が途絶えてしまい、資産性所得に比べ収入基盤が脆弱で担税力に乏しい。その為、給与所得については負担調整が必要であるとする論拠に拠っている。給与所得控除を他の所得との負担調整するこの考え方には拠れば、給与所得控除額相当部分を法人税における経費の二重控除とする考え方には根拠が無く、二重控除の問題は生じていない。

(3) 給与所得控除額の性格を給与収入を得るための概算経費控除と考え、法人税と所得税において「二重控除」が生じているとすると給与収入を得るための家事経費が法人の費用として損金処理されているはずである。しかし、法人税の所得計算でオーナーの家事経費が損金処理されているという事実は無く、大綱で述べられている同族会社のオーナーと個人事業者との間で課税の不均衡が生じていると考える根拠が無い。従来から、同族会社は経営者個人の家事経費が法人の費用として計上されているという批判が根強くあるが、仮に家事経費が法人の費用として損金処理されればそれは個別の税務指導により損金性を否認すれば足りることである。同族会社の経営者においても給与収入を得るために必要な経費は経営者個人が負担しており、大綱に付記された二重控除の問題は生じていない。

以上